

議案第 89 号

和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例

和光市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
(水道利用加入金)					(水道利用加入金)				
第 5 条 給水装置の新設（水道メーターの増設を含む。）又は改造（口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込みをしようとする者は、次の表に定める水道利用加入金（以下「加入金」という。）の額に 100 分の 110 を乗じて得た額を管理者の指定した日までに納付しなければならない。ただし、口径を増す場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額とする。					第 5 条 給水装置の新設（水道メーターの増設を含む。）又は改造（口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込みをしようとする者は、次の表に定める水道利用加入金（以下「加入金」という。）の額に 100 分の 110 を乗じて得た額を管理者の指定した日までに納付しなければならない。ただし、口径を増す場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額とする。				
水道メーターの口径		加入金の額（1 水道メーターにつき）			水道メーターの口径		加入金の額（1 水道メーターにつき）		
13 ミリメートル		100,000 円			13 ミリメートル		95,238 円		
20 ミリメートル		150,000 円			20 ミリメートル		142,857 円		
25 ミリメートル		200,000 円			25 ミリメートル		190,476 円		
40 ミリメートル		1,000,000 円			40 ミリメートル		952,380 円		
50 ミリメートル		2,000,000 円			50 ミリメートル		1,904,761 円		
75 ミリメートル		4,000,000 円			75 ミリメートル		3,809,523 円		
100 ミリメートル		8,000,000 円			100 ミリメートル		7,619,047 円		
150 ミリメートル		16,000,000 円			150 ミリメートル		15,238,095 円		
2～4（略）					2～4（略）				
(料金)					(料金)				
第 24 条 料金は、1 月につき次の表に掲げる区分により算出した基本料金と超過料金の合計額とする。					第 24 条 料金は、1 月につき次の表に掲げる区分により算出した基本料金と超過料金の合計額とする。				
基本料金			超過料金（1 立方メートルにつき）		基本料金			超過料金（1 立方メートルにつき）	
基本使用水量	メーター口径	料金	超過使用水量	料金	基本使用水量	メーター口径	料金	超過使用水量	料金
各	13	765 円	10	110 円	各	13	714 円	10	95 円

口径とも に10立方 メートル まで	ミリ メー トル		立方 メー トル	
	20 ミリ メー トル	<u>920円</u>	を超 え2 0立 方メ ー トル まで	
	25 ミリ メー トル	<u>1,070円</u>	20 立方 メー トル	<u>130円</u>
	40 ミリ メー トル	<u>4,130円</u>	を超 え3 0立 方メ ー トル まで	
	50 ミリ メー トル	<u>7,800円</u>	30 立方 メー トル	<u>160円</u>
	75 ミリ メー トル	<u>15,250円</u>	を超 え5 0立 方メ ー トル まで	
	10 0ミ リメ ー トル	<u>20,050円</u>	50 立方 メー トル	<u>180円</u>
	15 0ミ リメ ー トル	<u>39,600円</u>	を超 える 分	

2 前項の規定にかかわらず、工事その他の理由により臨時的に水道水を使用する場合の料金は、使用した水量1立方メートルにつき330円を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

5 私設消火栓を消防の演習に使用したときは、1回につき10分ごとに110円として算出した額とする。ただし、10分未満は、10分として計算する。

6 (略)

(料金の算定)

第25条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下この条において同じ。)にメーターの点検を行い、その使用水量を計量し、その日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日

口径とも に10立方 メートル まで	ミリ メー トル		立方 メー トル	
	20 ミリ メー トル	<u>857円</u>	を超 え2 0立 方メ ー トル まで	
	25 ミリ メー トル	<u>1,000円</u>	20 立方 メー トル	<u>114円</u>
	40 ミリ メー トル	<u>3,857円</u>	を超 え3 0立 方メ ー トル まで	
	50 ミリ メー トル	<u>7,286円</u>	30 立方 メー トル	<u>133円</u>
	75 ミリ メー トル	<u>14,238円</u>	を超 え5 0立 方メ ー トル まで	
	10 0ミ リメ ー トル	<u>18,714円</u>	50 立方 メー トル	<u>152円</u>
	15 0ミ リメ ー トル	<u>37,000円</u>	を超 える 分	

2 前項の規定にかかわらず、工事その他の理由により臨時的に水道水を使用する場合の料金は、使用した水量1立方メートルにつき285円を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

5 私設消火栓を消防の演習に使用したときは、1回につき10分ごとに95円として算出した額とする。ただし、10分未満は、10分として計算する。

6 (略)

(料金の算定)

第25条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下この条において同じ。)にメーターの点検を行い、その使用水量を計量し、その日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に

<p>に点検を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの当該月の基本料金は、次のとおりとする。<u>この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>点検を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの当該月の基本料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条及び第27条の改正規定は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和光市水道事業給水条例（次項及び第4項において「新条例」という。）第5条の規定は、令和6年4月1日以後の申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条及び第27条の規定は、令和6年9月1日以後の点検により算出し、又は算定した料金から適用し、令和6年8月31日以前の点検により算出し、又は算定した料金については、なお従前の例による。
- 4 令和6年7月1日以後新たに水道の使用を開始した使用者又は管理人の料金については、前項の規定は適用せず、新条例第24条及び第27条の規定により算出し、又は算定した料金とする。

令和5年11月30日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

和光市水道事業経営戦略の検証及び市長の諮問に対する和光市水道事業審議会からの答申に基づく他、所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。